

令和元年度第4回島田市男女共同参画推進委員会 会議要録

1 日時

令和2年2月5日（水）19：00～20：30

2 場所

島田市役所4階 第3委員会室北

3 出席者

委員：犬塚委員、池谷委員、出雲委員、磯崎委員、山本委員、松村委員

事務局：松村課長、小林課長補佐、杉本主事（市民協働課）

4 内容

(1) 令和元年度男女共同参画推進事業について

資料1「令和元年度男女共同参画推進事業報告」を基に説明。

F 委員：推進会議と幹事会で、それぞれ事業ヒアリングの報告をしている。推進会議や幹事会から意見は出たか。それらの意見を共有し、その後の施策につなげていくことが必要では。

事務局：施策に対する質問は特になく、報告にとどまってしまっている部分がある。意見をもらったままにしておいては議論の意味がなくなってしまうので、意見への対応を示すことはもちろん、その後の展開まで委員会と進めていけるようにしていきたい。

A 委員：コミュニケーション講座の講師である橋本恵子氏は、あざれあでも同様の講座を開催するなど、熱心に活動されている方。県の男女共同参画委員も経験しており、女性の人材育成に注力されている。講座に参加して変わったという女性の声も聞いたことがある。

またワーク・ライフ・バランスセミナーの講師の国保祥子氏も、内閣府の男女共同参画の委員を務めており、今人気の講師。女性の育休中のキャリアアップや男性の育児について取り組んでいる。どちらも多くの人に参加してもらいたい。

B 委員：女性相談について、相談件数が少ないように思う。市民相談も同様に少なく感じるが、別々でやっていて意味があるのか。

事務局：受け入れる窓口として準備しておくことに意味がある。相談内容によって、市民相談に回すこともあり、連携をして相談業務にあたっていく。

A 委員：DV や性暴力の被害者は、自分が被害を受けたと分かっていない人が多い。

「これは暴力だ」と当事者に啓発していくことが必要で、そのための相談窓口でもある。女性相談の主な相談内容はどのようなものか。

事務局：夫婦関係や広く人間関係の悩みについて相談があるほか、DVについても相談がある。

D 委員：相談窓口を知らない層に情報を届ける必要があるのでは。どのように広報しているか。

事務局：市の広報紙で毎月広報している。

A 委員：相談者の年齢層はどのようになっているか。

事務局：50代が一番多く、約50%。その他30代、40代、60代が続いて多い。

D 委員：多くが広報紙を見て相談している情報ではないか。相談者は何をきっかけに相談してきているのか。

事務局：多くが広報紙を見て申し込んできている。それ以外は再相談が多い。

D 委員：広報紙だけというのは、工夫が足りないのでは。ネットなどを活用してほしい。しまいくホームページやLINEは利用者が若い母親が多い。そちらで広報してみてもどうか。

事務局：しまいくの冊子には相談窓口として掲載している。しまいくLINE等でお知らせできるようにしていく。

(2) 令和2年度男女共同参画推進事業について

資料2「令和2年度男女共同参画推進事業計画」を基に説明。

F 委員：推進委員会事業ヒアリングについて、人事異動で担当者が変わり、話が進まなくなっている部分があるのでは。また回数が3回になっていて、今年度よりも1回減っている。なぜ回数が少なくなっているのか。

事務局：担当者が変わるなどして、意見がうまく生かされていない部分はあったと思う。しかし、事務局も引き継いだ事項は進めていくよう心掛けており、他課も同様だと思う。また会議の回数については、本年度は第1回に委員の委嘱を行い、第2回目から行動計画の評価・進捗管理に取り組んだ。そのため、事業ヒアリングに時間をかけて取り組むには1回多く開催する必要があったので、4回開催とした。

A 委員：事業ヒアリングを重視するのはもちろんだが、開催時期が重要。今年度のように年度の後ろにずれこんでくると、そこで指摘したことを当年度の施策に生かせない。できれば、年度前半、8月頃までに実施したい。

事務局：より施策に生かせるよう、ヒアリングの日程を調整する。

C 委員：街頭広報に参加したが、人が少なく寂しい様子だった。時間や場所の工夫はできないか。女性はもちろんだが、働いている男性に届けたい内容ではないか。

事務局：平日夕方のアピタでは、女性の買い物客が多い。以前もやっていた駅など働いている男性が多く訪れる場所を検討していきたい。

E 委員：街頭広報もいいが、企業にチラシを配って、給与明細などと一緒に渡してもらうのもいいのでは。男性も目に付くところに出す方法だと思う。

A 委員：「給料袋と一緒にお知らせする」というアイデアは、前に学生からも出た意見。効果的な方法だと思う。また、若い男性が集まるイベントで告知することもいい。

(3) 男女共同参画視点からの表現ガイドについて

資料3「男女共同参画視点からの表現ガイドについて」を基に、作成の経緯や修正点について説明。

F 委員：5ページの「たとえ、悪い例であっても」という表現が気になる。わざわざ言う必要があるのか。また、下の※の「セクハラには、被害者女性の名誉や・・・」という部分の女性は要らないのでは。

A 委員：同じく5ページだが、「パワハラやセクハラの被害者の多くは女性というイメージがありますが」と修正しているが、セクハラの被害者は圧倒的に女性が多い。イメージではなく実態あると修正した方がいい。また、「たとえ、悪い例があっても」の部分は、男性と女性の例を双方出すのではなく、場合によっては男性も使った方がいいということではないか。下の※のセクハラの説明でも、異性同士の組み合わせだけでは限定的すぎる表現。

A 委員：2ページの「性別による固定観念に気付くこと」と修正した箇所だが、「性別に関する」と修正した方がいい。また6ページのマタハラ・セクハラの説明では、「マタハラ」は妊婦に対してのみではない。妊娠・出産・育休等を広く理由としたハラスメントのこと。パタハラは、パタニティ＝父性と訳すとは言い切れないので、前段の説明は要らないのでは。

A 委員：4ページの性的マイノリティについての説明の部分だが、大多数の性的傾向を挙げて、それ以外を性的マイノリティと説明するのは偏りのある表現では。一人一人違い、一人一人が尊重されなければならない。また、性の分類が3種類だが、最近は性表現を加えた4種類が一般的。例えば、トランスジェンダーで身体は変えないで服装・外見を変えている人もいる。そういった人たちを説明するために、4種類にしてはどうか。

事務局：他の自治体の表現ガイドなどを見た際に、3種類に分類しているものと4種類に分類しているものがあった。ほかに出典が明らかなものが見当たらなかったため、法務省の人権関係のホームページに記載のあった3種類を参考にして作成した。

A 委員：LGBT 団体などで発行しているガイドラインなどに詳しく記載されている。

それらを参考にしてみてもどうか。また、11 ページの性的マイノリティと LGBT の説明箇所だが、冒頭部分は、「性的少数者」と「セクシャル・マイノリティ」が一般的な表現。

「限定的に LGBT と呼ばれる」とあるが、LGBT は性的マイノリティの総称として使われている言葉なので、修正した方がいい。また「周囲の理解が得られない」というのは「周囲が正しく理解しない」ことが正しい。

5 その他

2月に開催する講座とセミナーについて、お知らせした。また、事業ヒアリングのために提出してもらったアンケートで質問のあった事業について、ヒアリングを行っていない事業も回答する旨を報告した。

6 閉会